

第529回鳥取地方最低賃金審議会

1 日 時 令和3年8月26日（木）10時00分～10時35分

2 場 所 鳥取労働局 4階大会議室

3 出席者

【委員】

公益代表委員 石川委員、植木委員、道前委員、中野委員

労働者代表委員 河村委員、田中委員、林委員、森委員、山崎委員

使用者代表委員 花原委員、平木委員、宮城委員、米原委員

【事務局】

鳥取労働局 石田労働局長、高橋労働基準部長、今井賃金室長

野口賃金室長補佐、田中労働基準監督官、松村給付調査官

4 議 事

(1) 鳥取県最低賃金の改正決定に係る異議申出について

(2) その他

ア 今後の日程について

イ 特定最低賃金の専門部会委員、専門部会の日程調整等

5 資料目次

(1) 鳥取県最低賃金の改正決定に関する異議申出書（写）

(2) 鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金専門部会委員名簿

(3) 鳥取県各種商品小売業最低賃金専門部会委員名簿

6 議事内容

○野口賃金室長補佐 おはようございます。ただ今から、第529回鳥取地方最低賃金審議会を開催いたします。本日は、お忙しい中御出席いただき、ありがとうございます。

本日の審議会は公開しており、2名の傍聴人がお見えになっております。傍聴人の皆様には、既に傍聴に当たっての遵守事項を御覧いただいておりますけれども、これに従っていただきますようお願いいたします。

本日の委員の出席状況ですが、公益を代表する佐藤委員及び使用者を代表する徳田委員が欠席ですが、現時点では、15名の委員のうち13名の方に御出席いただいております。最低賃金審議会令第5条第2項の規定に基づく定足数を満たしており、この審議会が有効に成立していることについて御報告申し上げます。

それでは、これより先の審議会の進行を会長代理をお願いいたします。

○中野会長代理 皆さん、おはようございます。本日は、佐藤会長が欠席ですので、私が議事進行をさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

では、早速本日の議事を進めていきたいと思いますが、まず、1番目の鳥取県最低賃金の改正決定に係る異議申出についてということで、事務局の方から説明をお願いいたします。

○今井賃金室長 それでは、異議申出の内容につきまして、事務局から御説明いたします。

本年8月10日、令和3年度鳥取県最低賃金についての答申に関する異議申出に係る公示を行いましたところ、鳥取県労働組合総連合議長及び鳥取県西部地域労働組合総連合事務局長から鳥取労働局長宛てに異議申出書が提出されてございます。

申出順に御説明いたします。

資料1ページ、鳥取県労働組合総連合議長からの異議申出書を御覧ください。表題及び本文を読み上げさせていただきます。

「鳥取県最低賃金の改正決定について（答申）に対する異議申出」。

日頃より、労働者の暮らし、安全・安心の職場作りに御尽力いただき、心より敬意を表します。

この度、鳥取地方最低賃金審議会は最低賃金改正に当たり、中央最低賃金審議会の目安を1円上回る29円の引上げ、821円を答申されました。これは労働者・労働組合の要求と運動を一定反映したものとして評価します。しかし、この間、鳥取県労働組合総連合（略称、鳥取県労連）が求めてきた、低賃金労働者の暮らし改善や地方経済の活性化には程遠い金額と言わざるを得ません。

日本の雇用労働者の約4割は非正規雇用で、最低賃金はそうした立場の弱い労働者の暮らしを下支えする基盤でもあります。主たる生計者が非正規雇用であるという事態が普通

に存在する中で、暮らしは改善どころか更に厳しい状況となっているのが現実であり、生活維持・向上こそ求められており、将来にわたって労働力を再生産できる賃金とすることが緊急に求められている状態だと言えます。

最低賃金の引上げは、デフレ不況脱却にも効果的であり、購買力を掻き立て企業収益にもメリットをもたらします。最低賃金の凍結や抑制は、経済に対する負の効果しかありません。コロナ禍だからこそ、また、コロナ後の経済回復を見据えても、賃金の底上げが内需を喚起し、雇用を維持・拡大することにつながります。消費を向上させるためには、賃金の底上げが最も効果的です。

しかし、週40時間働いても年収200万円にも満たない状況です。貯蓄無しの世帯は3割を超えています。コロナ禍はそういった人々を直撃しています。最低賃金の引上げは、物流や小売、医療・介護など、社会に不可欠な分野で働く人たちが報われる水準にするべきです。

この間、鳥取県労連と全国労働組合総連合中国ブロック協議会は、貴職に対し鳥取県の最賃額を1,500円へ引き上げることを目指し、当面1,000円にすること、全国一律最低賃金制度の制定を国に求めること等の要請を行ってきました。また、鳥取地方最低賃金審議会に対しても、今年の最低賃金審議に当たり、「貧困と格差の是正、地域経済再生のためにも最低賃金の引き上げを」の意見書を提出し、積極的な引上げと地域間格差の解消を求める提言を出していただくよう求めてきました。しかし、今回の答申額は、私たちが求めてきた引上げ額には不十分な水準にとどまっていると言わざるを得ません。

よって、「鳥取地方最低賃金審議会の意見に関する公示」に対し、改めてこの度の答申額を大幅に改善されると共に、金額決定に当たっては、憲法25条に定める「健康で文化的な生活を営む権利」を具現する最低賃金制度の役割について再考の上、決定されるよう求めます。以上でございます。

次に、資料3ページ、鳥取県西部地域労働組合総連合事務局長からの異議申立書を御覧ください。同じく、表題及び本文を読み上げさせていただきます。

「最低賃金法第12条にもとづく異議申出書」。

異議の内容。鳥取県最低賃金の改正決定に係る鳥取地方最低賃金審議会の意見の「4前号の労働者に係る最低賃金額 1時間 821円（答申における金額）」について、納得ができません。また、最低賃金は、全国一律で決めるべきもので、金額も少なくとも1,500円は必要と考えます。

異議の理由。最低賃金は、国民が生きていく上で最低限の人間らしい暮らしを保障するものでなければいけません。全国で、「最低生計費」を調査されておりますが、全国どこでも時間給換算で「1,500円」前後が必要という結果となりました（全労連調査）。

都会では家賃等が高く、地方では自家用車の維持費が高く、総じて最低生計費が全国どこでも変わらないことが分かった以上、全国一律で決めなければ最低賃金の意味がありません。

さらに、最低生計費が「1,500円」は必要であることが分かった以上、821円という基準額は到底納得できません。

もちろん、「1,500円」を実現するためには、日本経済の大部分を占める中小零細企業への大幅な補填が必要であることは当然です。以上でございます。

以上、異議の申出がございましたので、ただ今から、異議申出の取扱いについて、諮問を行いたいと存じます。

局長より諮問を渡していただきます。

それでは、諮問文写しの方をお配りいただけますでしょうか。

〔局長より会長へ諮問文手交〕

○今井賃金室長 それでは、事務局からただ今お配りしました諮問文を読み上げさせていただきます。

鳥労発基0826第4号、令和3年8月26日、鳥取地方最低賃金審議会会長、佐藤匡殿、鳥取労働局長、石田聡。

鳥取地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）。

標記について、鳥取県労働組合総連合議長田中暁及び鳥取県西部地域労働組合総連合事務局長田中照久から、別添のとおり最低賃金法第11条第2項及び同法第12条に基づく異議申出があったので、貴会の意見を求める。以上でございます。

○中野会長代理 ありがとうございます。

ただ今、異議申出の取扱いにつきまして諮問を受けましたので、審議に入りたいと思います。

では、本件をどのように取り扱うべきか、委員の皆さんの意見をお聞きしたいと思っております。

では、最初に労働者側の委員の方から、どなたか意見を発言いただけたらと思います。

○田中委員 それでは、田中から発言をさせていただきたいと思っております。

異議の申出、重々受け止めたところでございます。特に、鳥取県労働組合総連合からの異議申出を拝見いたしますと、今回の目安プラス1円の29円、金額で821円、ここです、評価していただいているという文面もでございます。このことについては感謝を申し上げたい、このように考えております。併せて、我々の以前からの目標でございました800円という大台を大幅に超えたということも評価いただいているのではないかなと思っております。

記載してある事項につきましては、労働者としては、ほぼ同じ思いではなかろうかなと思っております。ただ一つ、両方の申出書に書いてあるのですが、全国一律で決める制度、これについては、やはり最低賃金の在り方検討、中央最低賃金審議会での方針を踏まえて対応されるべきものだと思っております。

今回の申出に関する我々の思いでございますけれども、おっしゃることは重々分かるのでございますが、これまで専門部会も4回、5回重ねてまいりました。今回過去最高の改定額、非常に使用者さんに御負担も申し上げて決定したというこれまでの経緯の過程を考えれば、今年度の改定額は、今決定しています821円でいくべきだと考えておりますので、何とぞ、異議申出者の皆さんにおかれましても、御理解を賜りたい、このように考えております。以上です。

○中野会長代理 ありがとうございます。

ほかの委員の方は、どなたかありますか。大丈夫ですか、無いでしょうか。

では、代わりまして、使用者側の委員の方からの意見をお伺いしたいと思います。

どなたかお願いいたします。

○宮城委員 使用者側委員の宮城です。異議申出書を重く受け止めさせていただきました。労働者の、いわゆる生活等の改善については、当然のことながら使用者も最大限の関心を持って、義務としても受け止めているところです。今回も専門部会5回にわたりまして審議させていただきました、公益側の委員の見解も文書で出させていただきました。

我々としては、今回の目安の決定自体が、どのように決められたのかというのが非常に疑問のあるところでして、今回もやはり政府主導の目安の決定ではなかろうかと、当初からの疑問が拭えぬままに審議が結審したという思いです。

この異議申出書にある全国一律の最低賃金という方向については、使用者側もその方向に行ってもらいたいという気持ちはあります。それは、各地方の審議会でいろいろ地方の特色などを含めて審議を行うというように最低賃金法にも記載してあるのですけれども、

その目安が決定した時点で地方の裁量というのはほとんどありません。そういうことであれば、47都道府県で労働局の皆さんが様々な資料を作成して、委員の皆さんが集まって集中的に会議をする費用を全て合わせるとどれだけの金額になるかと思うと、中央で決めていただいた部分で浮いた資金を労働者の皆さんに還元できるような助成金などを考えた方が、本当に効率的ではないかと思っております。

今回、引上げ率は3%を超えたと思うのですが、今年度の春闘の300人未満の賃上げ率、連合ですと1.81%、連合鳥取ですと1.7%で、2%を切っているわけですが、最低賃金の引上げが3%を超えている。最低賃金が春闘を上回るというのは、最近よくあることなのですが、この意味では、最低賃金で暮らしておられる労働者の皆さんの生活の方が、若干とも上向いているのかなという思いはありますけれども、それとは裏腹に、賃金をお支払いする使用者としては、非常に苦しい立場に陥っていると思います。隣の島根県でも、今回の審議結果についていろいろなことがあったようではありますが、やはり、それほど今回の引上げについては危機感を使用者は持っていると思っております。やはり、しかるべき方法で、最低賃金の目安は中央最低賃金審議会で決めていただきたいですし、納得のいく数字を今後はお示しいただきたいと思っております。労使がどうしても歩み寄りできないというのは分かりますけれども、あまりにもかい離が大き過ぎてあ然とするような今年を目安額だったと思っておりますので、今後は中央最低賃金審議会ですっきりと審議していただいて、我々が納得のいくような、納得はできなくても仕方が無いかなというような目安額の決定をしていただきたいと思っております。以上です。

○中野会長代理 ありがとうございます。

○花原委員 目安について少し言いたいのですが、目安は公労使がいろいろな検討しながら労働局に出された資料に基づいて、それぞれ地方に合わせて審議で決めていくというのが本来の姿であって、全会一致が本来の姿だと思います。中央最低賃金審議会の方も、結局目安を出すに当たって、今、宮城委員から言われたように、どのような根拠でそのような目安が出されたのかということが疑問なのと、中央が全会一致していない目安を各地方に振って、地方に全部決めてくださいというのも本来おかしい考え方だと思います。だから、中央が何日も掛けてもいいのですが、納得して全会一致された目安を各地方に振って、各地方で考えてくださいというやり方をしていけないと思います。前回もお話ししましたが、例えば、政府が一応1,000円という目安を出されているので、今回全国平均930円になりましたが、後70円足りないので、来年、再来年でその埋め

合わせのアップをしますよという方針になると、来年も中央では全会一致しない、使用者側が反対ですよと、当然そうだと思います。それから再来年もそうなりますよという形になりますと、本来の最低賃金の在り方、目安の考え方が全く意味不明になってくると思いますので、その点、十分御検討いただきたいと思います。以上です。

○中野会長代理 ありがとうございます。

ほかの使用者側の委員の方、御発言ありますか。大丈夫でしょうか。

公益委員の方から、どなたか意見がありましたらお願いしたいと思いますけれども、どうでしょうか。ありませんか。

ありがとうございます。

では、今、労働者側の委員の方、使用者側の委員の方から今回の異議申出について意見を伺いました。まとめてみますと、労働者側の委員の方からは、この異議申出についての思いは同じであるが、今回、専門部会も複数回重ねて慎重に審議してきた結果なので、821円というのはそのままとしたいというような御発言があったかと思います。また、使用者側の委員の方からは、中央最低賃金審議会の目安の決め方について、今回の地方の中では余りにも歩み寄れないような金額が示されたというところで、今後の審議会の在り方についてもいろいろと意見があったところかなという具合に感じております。

そこで、今回の異議申出の中身ですけれども、2件出ておまして、それぞれが最低1,000円以上というのと、1,500円というところの高い金額が出ているのでありますが、皆様の意見も踏まえて、この目安に対する地方の公益委員の考え方、また、今回慎重に複数回専門部会も重ねて審議した結果というところであるので、異議申出について8月10日付けの答申どおりとしたいと思いますが、皆さん、いかがでしょうか。（「異議無し」と呼ぶ者あり）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ありがとうございます。それでは、そのように答申したいと思います。

事務局、答申文の準備をしていただきたいと思います。どれぐらい時間を取りましようか。

○今井賃金室長 3分ぐらい頂ければ。

○中野会長代理 3分ぐらいですね。

では、答申（案）ができるまで、3分間休会といたします。

〔休 会〕

○今井賃金室長 お手元に答申（案）が届きましたでしょうか。

それでは、お手元にお配りしました答申（案）を読み上げさせていただきます。

案、令和3年8月26日、鳥取労働局長、石田聡殿、鳥取地方最低賃金審議会会長、佐藤匡。

鳥取地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）。

当審議会は、令和3年8月26日付けをもって貴職から諮問のあった、同年8月10日付けの鳥取県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する異議の申出について意見を求められたので、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記、令和3年8月10日付け答申どおり決定することが適当である。

以上でございます。

○中野会長代理 ありがとうございます。

ただ今、事務局の方から答申案を読み上げていただきましたが、この内容で皆さんよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

では、（案）を取ったものをよろしく願います。

○今井賃金室長 では、会長代理から局長へ答申文をお渡ししたいと思えます。

[会長代理から局長へ答申文手交]

○中野会長代理 では、皆様のところへ答申の写しが配付されたと思いますので、議事1番目の鳥取県最低賃金の改正決定に係る異議申出については、以上にさせていただきます。

では、続きまして、議事2番目、その他についてですけれども、事務局の方から何かありますか。

○今井賃金室長 鳥取県最低賃金の発効に係る今後の日程と特定最低賃金に係る審議の日程などについて御説明申し上げます。

まず、鳥取県最低賃金の発効に係る今後の日程について、簡単に御説明申し上げます。委員限りの参考メモをお配りしておりますので、後ほど御参照いただければと存じます。

本日、異議審議の結果、8月10日付け答申のとおりとする旨の答申を頂きました。この後、直ちに官報公示の手続を行いますと、官報掲載予定日が9月6日となります。9月6日を改正決定の日として、公示日から起算して30日を経過した日である10月6日に、改正された鳥取県最低賃金が発効することとなります。

次に、特定最低賃金の審議についてでございます。特定最低賃金の決定等の必要性の有無の審議については、最低賃金審議会の決定により、最低賃金法第25条第1項に基づく

専門部会を置くことができる旨、定められております。

この最低賃金法第25条第1項に基づく専門部会を設置することとしてよろしいかの御確認の方をよろしくお願いいたします。

○中野会長代理 ありがとうございます。

それでは、ただ今説明にありましたように、特定最低賃金の決定等の必要性の有無の調査審議について、専門部会を設置してよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ありがとうございます。

それでは、事務局の方、説明をよろしくお願ひします。

○今井賃金室長 特定最低賃金の改正につきましては、鳥取県最低賃金とは異なりまして、二段階で諮問手続を行うこととなっております。それは、改正決定の必要性の有無に対する諮問と、金額改定に係る諮問でございます。7月21日に開催されました、第527回鳥取地方最低賃金審議会において、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について、鳥取労働局長から貴会に諮問させていただきました。鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金に係る審議のための専門部会及び鳥取県各種商品小売業最低賃金に係る審議のための専門部会を設置するため、関係労使からの専門部会委員の推薦公示を、本年7月26日から8月16日まで行ったところ、両部会とも労働者代表委員3名、使用者代表委員3名の御推薦を頂き、公益委員を含めまして、委嘱の手続を行ったところでございます。

本日の資料5ページに、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会委員名簿を、資料7ページに、鳥取県各種商品小売業最低賃金専門部会委員名簿がございますので、後ほど御確認いただきたいと思います。

この鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会及び鳥取県各種商品小売業最低賃金専門部会におきまして、改正決定の必要性の有無について御審議いただきたく予定としてございます。そして、専門部会で出されました専門部会報告につきまして、この鳥取地方最低賃金審議会で御審議いただき、改正決定の必要有りととの答申を頂きますと、同日、鳥取労働局長は改めて二段階目に当たる金額改定の諮問を行う予定としてございます。この専門部会報告の審議をいただくため、第530回鳥取地方最低賃金審議会及び鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会並びに鳥取県各種商品小売業最低賃金専門部会の各委員には、現在、日程調整をお願いしておりますので、御回答の方をよろしく

お願い申し上げます。なお、日程調整が終了いたしますと、審議会の開催の案内を行う予定としてございますので、後ほどまた御連絡をさせていただきたいと存じます。以上でございます。

○中野会長代理 ありがとうございました。

ただ今の事務局の説明について、何か質問等ある方は御発言ください。どうでしょうか。ありませんか。

それでは、特に何も無いようですので、以上で本日の審議会を終了いたします。

皆さん、どうもお疲れさまでした。

署名

会長

委員

委員